

歐陽脩と母親鄭氏

小林義廣

はじめに

宋代以後の前近代中国社会において、歐陽脩の母親の鄭氏は、母親の模範として（「母儀」）称揚され顕彰されてきた。それは、次のような、幼児時代の歐陽脩に対する鄭氏の教育実践の逸話に基づいている。二九歳という若さで未亡人となった鄭氏は、筆や紙を買う余裕さえない貧乏暮らしの中で、自ら荻を執つて地面に字を書いて歐陽脩に識字の手ほどきをしたというのである。後世、「欧母画荻」と呼ばれるこの逸話は、『宋史』卷三一九の歐陽脩伝や、歐陽脩の郷里の江西の地方志などにも載つており、後年、歐陽脩が科挙に合格して立身出世を果たし、文章家としても名声を獲得してゆく契

機となつたとして喧伝されてきたのであつた。^{〔1〕}また、現代の研究者もこの逸話を歐陽脩の生涯の重要な一齣として紹介するのが常である。たとえば、蔡世明氏は、この逸話を取り上げながら、いわゆる「孟母三遷」に象徴される孟子の母親とともに、鄭氏が母親の模範として語り継がれてきたと述べている。^{〔2〕}この逸話は、まさしく幼児教育における母親の役割を強調する上で、「孟母三遷」の話柄と同様の、伝統社会における教訓的效果を担つてきたといえるのである。

しかしながら、歐陽脩と鄭氏との親子関係は長期にわたつていることを忘れてはならない。幼児時代に死別によつて絶した父親との関係とは異なつて、両者の関係は皇祐四年（一〇五二）、歐陽脩が四六歳のとき、鄭氏が七二歳で死去するまでの、四〇数年間も続いたのである。別の言い方をする

と、確かに、歐陽脩のその後の人生は、母親による最初の識字教育を終えると、ほとんど独力で學習して科挙の準備をし、加えて科挙及第後の波瀾に富んだ官僚生活でも自己の命運を母親の影響と関わりなく切り開いていったようにみえるけれども、やはり長年に亘る両者の親子關係は人生觀の形成を含めて何らかの影響をもつたと想定されるのである。歐陽脩の人生觀について、とくに母親の死去を契機として、彼が宗族に対する想いを深めていったという視点は、すでに論じたこと^③があり、小稿も、その結論から大きく外れるものではない。しかも、小稿の記述は様ざまな機會に論じた点と重複するものも多いはずである。とはいっても、改めて歐陽脩と母親の關係に焦点を絞つて全体的に再構成したものであり、加えて母親の死の悲しみをどのように克服したのかという点に關しては新たな見解も含まれており、それなりの意味は有していると思われる。

一 鄭氏の出身地と出身階層

歐陽脩と母親鄭氏との關係を論ずる前に、まず鄭氏の出身地と出身階層に検討を加えておこう。とはいっても、この問題は

実はかなりやっかいなのである。その最大の理由は、子供として身近にいた歐陽脩自身がそれらを詳細には語つておらず、そのためには鄭氏をめぐる問題解明に困難を伴うからである。鄭氏の出身地と出身階層に關して、歐陽脩が直接に言及しているのは、「瀧岡阡表」（『歐陽文忠公集』居士集卷二五）と題する一文である。この文章は、母親鄭氏が幼い歐陽脩に語り聞かせた父親（歐陽觀）像を中心として、父親と母親の事跡を記しており、最晩年の歐陽脩が、熙寧三年（一〇七〇）、郷里の江西永豐県沙溪鎮瀧岡に建てた石碑に刻み込まれている。^④ちなみに、「瀧岡阡表」と呼ばれるこの石碑は、現在に至るまでも当地に立っていて、地元の劉德清氏の著書によると、省レベルの文物保護の対象となっているらしい。前書きが少し長くなつたが、その「瀧岡阡表」に鄭氏に關して、次のように述べられている。

太夫人の姓は鄭氏といい、その亡父の諱は徳儀であつて、代々、江南の名族であった。（太夫人姓鄭氏、考諱徳儀、世為江南名族）

ここには、鄭氏の父親の名前と鄭氏一族が江南の名族であつたことが記される。同様の記述は、「瀧岡阡表」の藍本ともいうべき「先君墓表」（『歐陽文忠公集』居士外集卷

(一一)にもあるが、ただ「先君墓表」には鄭氏の父親に対する言及がないだけである。しかし、これらの記述からは、そもそも「江南」とは具体的にどの場所なのか、「名族」といつても、どの程度の威信を有する一族であったのかを知ることは難しい。このことから、劉子健氏が、「瀧岡阡表」に、殊更に「名族」と記されていることを捉えて、過剰に一族を持ち上げすぎているのではないかという疑問を呈していることも納得されよう。⁽¹⁾もう少し出身地と出身階層の手がかりを求めて考察を進めよう。

まず、鄭氏の出身地に関しては、後世の一部の地方志には具体的な地名が記されている。たとえば、『万曆吉安府志』卷三〇「列女伝」には「永豊の人」と記されている。しかし、『乾隆吉安府志（道光補刊本）』卷五四「列女志」の、鄭氏伝の後に記す按語には、「接するに鄭夫人、廬陵、吉水、永豊志並な載す」とあって、吉安府の廬陵県・吉水県・永豊県のいずれの地方志にも、鄭氏がその県の出身者であるかのことが載っているとしている。管見の限りでも、『道光吉水縣志』卷二四「列女志」、『光緒吉水縣志』卷四三「列女」には、吉水県の出身者としているし、『雍正江西通志』卷九九「列女伝」、『光緒江西通志』卷一七三「列女」には、永豊県の人としてあつ

(一一) に、いざれが正しいのか判然としない。しかも、これらの地方志は、それぞれの出身県と断定する論拠を示していない。

それでは、鄭氏の出身地を推定する手がかりは全くないのであろうか。手がかりは、拙著でも一部の史料を挙げて触れたが、『歐陽文忠公集』に三か所にわたって登場する母親の出身一族と思われる人物の記事である。一つは、歐陽脩が夫人薛氏の生母趙氏（封爵によつて金城夫人と称される）の靈を祭るために作成した祭文に登場する。趙氏は、鄭氏が死去した翌年の皇祐五年（一〇五三）秋頃に亡くなるが、⁽¹⁰⁾當時、歐陽脩は母親鄭氏の埋葬のために郷里の吉州永豊県に赴いており、趙氏に対する祭文の奉呈は代理を派遣せざるをえなかつた。その趙氏の祭文（『祭金城夫人文』）『歐陽文忠公集』居士外集卷二〇）には、「表弟（母方の従兄弟）の鄭興宗を派遣して御神酒と供物を、金城夫人の靈に捧げる」とあって、鄭氏の侄おのにあたる鄭興宗なる人物が出てくる。恐らく鄭興宗は、郷里に滞在していた歐陽脩の側近くにいたからこそ、歐陽脩の依頼に応じて代理として派遣されたのであろう。残りの二つは、歐陽脩が再従兄弟の歐陽煥に宛てた二つの書簡に登場する。両書簡をみると、歐陽脩はこの再従兄弟に郷里的祖先墓の管理を任せていたらしいが、皇祐二年（一〇五〇）

の書簡には、細々したことは鄭齋郎に依頼しているので彼と相談して欲しいという趣旨の一文がみられる。皇祐五年

(一〇五三) の書簡でも郷里の祖墳の管理を細かく指示しているが、その書簡によると、祖墳の現況は鄭齋郎が郷里から持つてきた欧陽煥の手紙によつていることが分かる。いずれにせよ、これら二つの書簡からすると、鄭齋郎は欧陽脩の身近な存在であつて、郷里と欧陽脩の下を行き来しており、郷里の事情にも詳しいと推測できる。恐らく、鄭齋郎は欧陽脩の郷里あるいは郷里の近くの人間なのではなかろうか。

ところで、二つの書簡に登場する鄭齋郎の「斎郎」は、むろん官職名であり、近年出版された『歐陽文忠公集』の最も詳細な注釈書の当該箇所に、「朝臣」の子弟が恩蔭出仕する起家官であると説明されており、また梅原郁氏によると、「斎郎」とは、五品や四品の卿監あるいは諫議大夫と呼ばれる官職をもつ高級官僚の期親（一年の喪に服すべき親族）が恩蔭によって出仕するときの起家官だと指摘する。とすれば、鄭齋郎は、当時の欧陽氏一族の現状から考えて最も地位の高かつた欧陽脩の恩蔭によつて当該の官職を受けられたと推測され、しかもこの鄭齋郎は欧陽脩の「表弟」の鄭興宗と同一人物だと想像される。要するに、「表弟」の鄭興宗は、欧陽

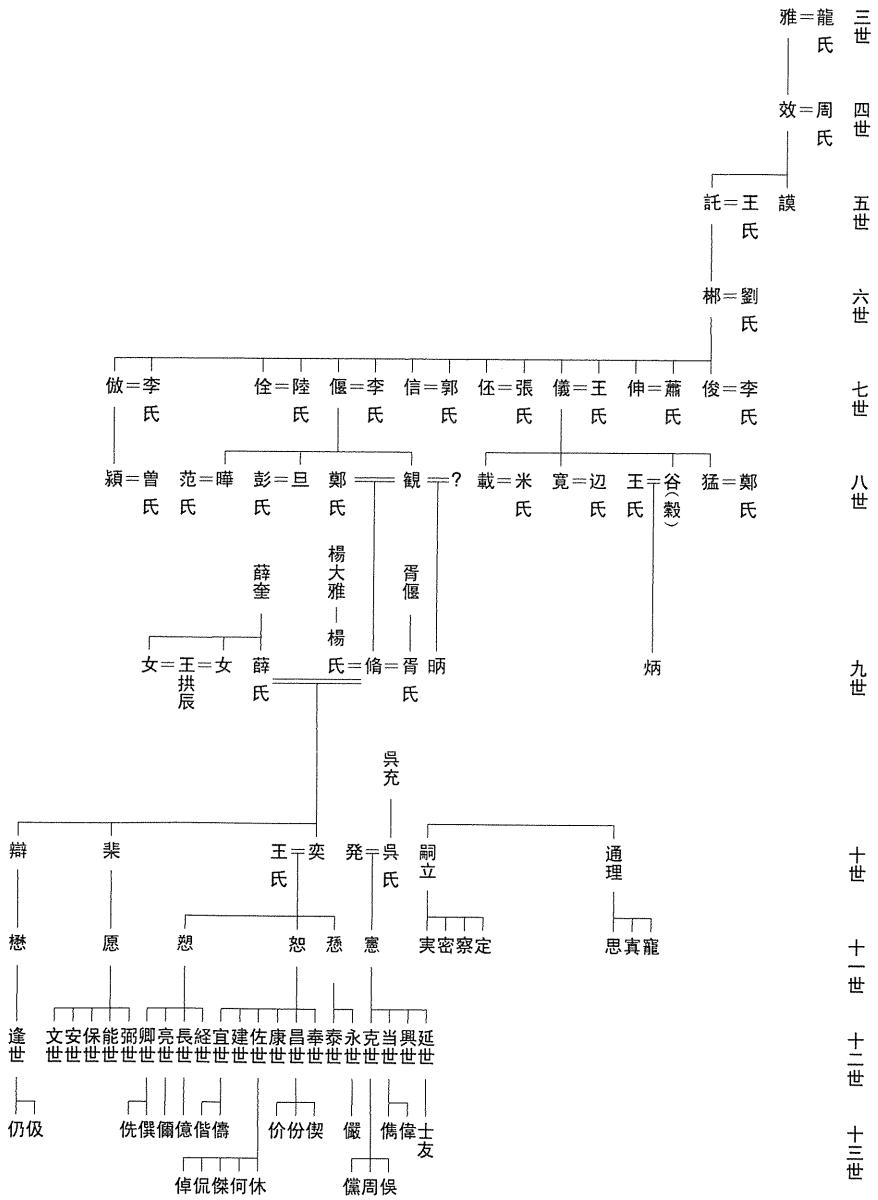
脩の郷里あるいは周辺出身の人物と言つてもよいのではなかろうか。

もう少し、この問題を続けよう。上記の、皇祐五年に欧陽脩に宛てた書簡によると、鄭齋郎がもたらした欧陽煥の手紙には、郷里の祖墳の樹木が伐採の憂き目にあつていたことが記載されていたらしく、これ以上の樹木の伐採がないようにという希望を欧陽脩は当該の書簡で表明している。そして、そこでは問題の祖墳の樹木を「回陂」の樹が倒され」と記している。「回陂」とはどうやら地名らしく、『歐陽文忠公集』居士外集卷二一「〔石本〕歐陽氏譜図」に載る、欧陽脩の祖父欧陽偃の略伝に、「葬吉水之回陂」とあるように、欧陽偃が埋葬された吉州吉水県に属する地名と考えられる。ただし、同じ「〔石本〕歐陽氏譜図」の「序文」によると、欧陽偃のときに移住した吉水県「明徳郷」沙溪鎮は、至和二年(一〇五五)に吉水県の一部を割いて永豊県を新設したとき永豊県に所属することになったと記すので、もし「回陂」が沙溪鎮にあるとすれば、書簡を出した時点での吉水県の「回陂」は、至和二年以後は永豊県に属したのかも知れない。このように考察を進めてくると、鄭興宗は、吉州吉水県あるいは吉州永豊県や両県周囲、更に範囲を広げても吉州の州内を

出身地とする人物だと思われ、したがつて歐陽脩の母親鄭氏も、同様の地域出身者である蓋然性が高い。しかも、夫であつた歐陽觀は、大中祥符三年（一〇一〇）に五九歳で死去したとき、泰州（江蘇省泰州市）の軍事推官と⁽¹⁵⁾いわば選人と呼ばれる最下層の官僚であり、祖先にも高い地位の官僚を持たなかつたことを考慮に入れると、夫人の鄭氏が、同郷人であつた可能性はますます高くなるだろう。つまり、この問題は、次の鄭氏の出身階層とも深く関わる。

次に鄭氏の出身階層に移ろう。まず、「はじめに」で紹介した「欧母画荻」の逸話を想起して欲しい。鄭氏が幼い歐陽脩に対し識字教育を施したというこの逸話は、彼女が一定の教育水準にあつたことを示している。と同時に、前近代中國の男女を含めた識字率を考慮すれば、ここから鄭氏の家庭が、こうした教育を受けられるだけの文化資本と経済資本をもつだけの階層であつたと容易に想定できる。さらに鄭氏の教養水準を推定できる逸話がある。歐陽発が記した父親の歐陽脩「事迹」は、このよく知られた「欧母画荻」の後に續けて、鄭氏は幼い歐陽脩に古人の篇章を暗誦させ、詩を学ばせて、⁽¹⁶⁾と記す。ここからは、「古人篇章」や「詩」の詳しい内容は判明しないけれども、鄭氏が、それらを子供に授けられる

ほどの一定の教養を積んでいたことを推測させる。もちろん、鄭氏の文化水準を過大視できないであろう。後年、歐陽脩が自分に教えを請う年少者に忠告の意味を込めて出した書簡に、彼が決まつた師匠について勉学したことがない点や、経書を繰り返し読んで意味の把握に努めたという自分の読書経験を語つている点からすると、鄭氏は識字の初期教育と多少の古典教育を担つただけだと思われ、経書も含めた高度な教養をもつほどの女性ではなかつたと思われる。李清照のようない、北宋末・南宋初の混乱期に、夭折した夫の趙明誠に代わつて金石に関する書物を纏め直したという学識豊かな女性は、やはりかなり特異な存在なのである。しかも、鄭氏一族は宋代吉州において、それほど名前が喧伝される存在ではなかつたのではなかろうか。たとえば、『万曆吉安府志』卷四〇卷九の「選舉表」をみると、吉州において、歐陽氏は両宋を通じて一九名の科挙及第者を輩出しているのに対し、鄭という姓氏をもつ科挙及第者は皆無であり、明代（万曆一一年まで載つている）までをみても、正統七年（一四四二）に泰和県の鄭清という人物のみえるだけである。挙人までを検索しても（挙人は、それが一定の資格として機能した明代だけの分が明初から万曆一〇年までの表となつて載つている）、



[歐陽氏系譜及び姻戚]

鄭清が進士及第に先立つて宣德一〇年（一四三五）に舉人となつた他は、成化元年（一四五五）、廬陵県の鄭寛という人物が目につくだけである。また、『中國地方志 宋代人物資料索引』（四川辞書出版社、一九九七年）、『中國地方志 宋代人物資料索引 続編』（四川辞書出版社、二〇〇二年）などの地方志に載る宋人の索引をみるかぎり、歐陽脩の母親を別にすると、吉州出身者で鄭を姓氏として歴史に名を留めた宋代の人物は発見できない。鄭氏一族は吉州の「名族」とはいえないだろう。

しかしながら、結論を先取りすれば、「門当戸対（家柄の釣り合い）」という結婚締結の原則からすると、歐陽觀や当時の彼の周辺の族人は、ある程度の政治的・社会的地位は持っていたと考えられ、それに対応して鄭氏が「江南名族」の出身者でないにしても、それなりに歐陽氏一族と釣り合いのとれた家族や一族を背景としていたのではなかつたろうか。次に掲げる図は、『歐陽文忠公集』に載る「歐陽氏譜図」と、中華民国二六年（一九三七）に刊行された『歐陽安福府君六宗通譜』を基に作成し、歐陽脩を中心として、ほぼ五代十国・北宋時期の歐陽氏一族の系譜を示したものである。婚姻関係や夫人の姓氏の判明するものは示した。また、図示し

た夫婦の明確な子供である場合は、両者の間に名前を繋げたが、それ以外は、夫である族人の名前の下に記している。この図をみて、次のような点に着目したい。第一は、歐陽脩と長男の歐陽發などを例外として、夫人たちの父親の氏名と経歴は辿ることができず、その意味で二人は一族の中でも特異な存在である点である。第二は、これがここでは大きな意味をもつてゐるが、鄭氏一族出身者を夫人としている人物は、歐陽觀の他に、歐陽觀の従兄弟の歐陽猛という同世代の二人がいる点である。すなわち、この二人の年齢差は史料上から不明であるけれども、同じ世代のときに、とすれば恐らくあまり時間的に隔てることなく、歐陽氏一族の族人が鄭氏一族と相次いで姻戚関係を結んだといえよう。加えて、この世代は、北宋時代の歐陽氏一族の中において、科挙合格者を多く出している特異な存在なのである。真宗の咸平三年（一〇〇〇）に、歐陽觀と歐陽曄の兄弟、それに両人の従兄弟の歐陽頫の三人が科挙に及第しており、彼らより八年前の太宗の淳化三年（九九二）には、この三人の従兄弟の歐陽載が科挙及第している（『万曆吉安府志』卷五「選舉表」）。そして、この四人は、歐陽觀だけが及第後一〇年で選入クラスの官位で死去してしまつたのを別にすれば、それぞれの最高位は天聖四

年（一〇二六）に六八歳の生涯を閉じた歐陽載が従六品の工部郎中、享年七九の歐陽曄が正七品の都官員外郎、景祐元年（一〇三四）に七三歳で死去した歐陽頴が正七品の職方郎中である。⁽²⁵⁾三人は、官位だけからみると、科挙合格者の大多数が到達する六品か七品という平凡な地位で官僚生活を終えている。とはいっても、歐陽氏一族は同世代に四人の科挙合格者を出し、しかも北宋に先立つ五代十国時代には吉州を領域にしていた南唐に五人も出仕者を輩出していた（（石本）歐陽氏譜図）。これらを考慮に入れれば、歐陽觀と歐陽猛という同世代の従兄弟同士に嫁いだ二人の鄭を姓氏とする女性が、たとえ歴史の表舞台には登場しなくとも、当然に歐陽氏一族に見合うだけの族的背景をもつた一族だと充分に予測できよう。

二 老い行く母

それでは、歐陽脩はどのような意識の下に、生涯にわたつて母親と関わったのだろうか。それを明らかにするために、本節では両者の関係を編年史的に辿つてみよう。

「欧母画荻」と古典暗誦という一連の逸話の次に、両者の

関係が史料的に現れるのは、歐陽脩が十歳頃の話である。父親の死後、叔父の歐陽曄が住む隨州（湖北省隨州市）に身を寄せていた歐陽脩は、家が貧乏のために、必要な書籍は近隣の士人の家から借りて読んだり抄録したりして勉学に励んでいた。その甲斐もあってか、十歳の頃には詩や賦を作らせれば大人顔負けであった。これらの作品を見た叔父は、鄭氏に向かって「嫂さん、家が貧しく子供が幼いといって嘆いてはいけません。この子はとても素晴らしい。きっと我が家を興し榮えさせてくれるだけでなく、世の中に知られるようになるでしょう」と語った⁽²⁶⁾。ここには鄭氏の想いは直接には記されていないが、叔父の語り口から貧乏暮らしの中で将来に不安を抱きながら、息子に一縷の望みを託して家族の前途を模索せざるを得ない母親の姿を垣間見させてくれよう。

母親の切実な想いは、息子にも通じていた。後年、歐陽脩は少年時代を回想して、何よりも進士となつて官僚としての禄を食⁽²⁷⁾み、親を楽にさせたい一心で勉学に励んでいたと語つている。

次に史料に現れるのは、科挙及第後、官僚生活を開始し、歐陽脩が最初の政治的挫折に見舞われたときである。歐陽脩は、天聖八年（一〇三〇）、二十四歳のときに科挙に及第

し、翌年には西京留守推官として洛陽で任官した。景祐元年（一〇三四）にその任期を終えると、洛陽時代の上司の王曙の推薦もあって宣德郎（従八品）という京官を受けられ、更には館閣校勘として『崇文總目』の編集に携わるなど、父親や叔父たちと比べると、はるかに順調なエリート・コースの道を歩んでいた。しかし、景祐三年（一〇三六）、かねてから肩入れしていた范仲淹が、当時の宰相の呂夷簡を批判して

饒州（江西省鄱陽県）の知事に左遷されると、范仲淹を弁護しない諫官の高若訥に「復た人に羞恥の事有るを知らざるのみ（貴方は世の中に恥じということが有るのを知らない）」という侮辱的な手紙を送りつけ、それが原因で長江中流域の田舎町の夷陵県（湖北省宜昌市）の県令に貶謫された。鄭氏は、この事態にも泰然自若として、「お前の家は、もともと貧乏だったのだから、私は素から備えている。お前がゆつたりすれば、私もそうした気持ちになれる」と語り、ともすれば挫けそうになる息子を励ました。

この気丈な母親にも老いが迫っていた。少なくとも息子の歐陽脩の目には、そう映っていた。翌景祐四年（一〇三七）、妻の従兄弟の薛仲孺に宛てた書簡に、「親は年老いたが、全く心配がない」と述べているのである。この年、歐陽脩は

三一歳になったが、鄭氏は、まだ五七歳にすぎなかつた。しかし、この頃、母親を年老いたと感じてはいても、鄭氏自身は六〇歳を過ぎるまでは比較的平穏な健康状態であつたと思われる。歐陽脩は、家族や自身の健康状態など私的な事柄については、親しい知己や肉親に宛てた書簡に多く語つており、しばらく、こうした書簡から年代を追つて鄭氏の様子を辿つてみよう。

宝元二年（一〇三九）、歐陽脩は三三歳、鄭氏五九歳。夏の盛りに友人の謝絳に宛てた書簡には、「この三両日、猛烈な暑さです。（中略）一家の老人も幼児も暑さの病に罹つております、それが心配です」と書き送つてある。歐陽脩も胃腸が丈夫でなかつたこともあつてか暑さに弱く、夏には難渢しているが、この記事をみるとそれは家族も同様であつたと思われる。ちなみに、謝絳は、この年の一月、歐陽脩の任地（光化軍乾徳県）の北隣に位置する鄧州（河南省鄧県）の知事の在職中に病死している。⁽²⁴⁾ 鄭氏の暑氣あたりも秋を迎えると快方に向かつたらしい。友人の梅堯臣に宛てた書簡に、「幸い、老親はようやく安らかになつた」と告げている。

康定元年（一〇四〇）と慶曆元年（一〇四一）と分かる書簡からは鄭氏が無事な様子が窺われるが、しかし同時期の「慶

「曆初」と記されている梅堯臣宛の書簡には、当時、都に在任していた歐陽脩が鄭氏の病気に遭遇して官民の医者を捜して奔走している姿が記されていて興味深い。そこには、母親が長戸いで一進一退を繰り返し焦燥感を募らせているときに、官僚機構に属する医官の傲慢な態度に直面して、思わず怒りを露わにする感情表現が見られる。⁽³⁾

慶暦三年（一〇四三）、この年、三七歳になつた歐陽脩は、仁宗の政治改革の強い意志を受けて、三月に諫官に任命される。文面からみて、諫官任命からさほど経たないと思われる夏に弟子の徐無党に宛てた書簡には、大暑の中、老いた母親（六三歳）が病氣に罹つてしまい、思うように学問の士たちと交流できないでいると愚痴をこぼしている。徐無党は、すでに歐陽脩が執筆を開始していた『五代史記』の注を後に任せたほど信頼していた弟子であり、その人物に対する書簡だけに思わず本音が出たのかも知れない。⁽⁴⁾

慶暦五年（一〇四五）は波瀾に満ちた一年であつた。この年の春には、歐陽脩も諫官として参画していた慶暦の新政の立役者たちの、杜衍・范仲淹・富弼・韓琦らが相次いで下野し改革が頓挫してゆき、八月には歐陽脩自身も滁州（安徽省）の知事に左遷された。左遷される直前の夏には師とい

う名前をつけた鍾愛する長女にも先立たれた。師は、わずか八歳という幼い生涯であった。この夏に旧友の尹洙（字は師魯）に宛てた書簡には、四月に地方の視察から都に戻つてみると、母親だけでなく妻も病床に伏せつていたと記し、自分も帰還途中に落馬して足を痛め、いまだに回復していないと告げている。⁽⁵⁾ 慶暦六年（一〇四六）には、鄭氏は病気がちながら比較的平穏だったらしく、母親の食欲に安心している様子が窺われ、翌慶暦七年の梅堯臣宛の書簡からも母親の健康状態に気遣いながらも、これといった異変は感じられない。慶暦八年（一〇四八）には揚州（江蘇省揚州市）の知事として赴任するが、その道中を含めて老母に特段の変化はみられない。⁽⁶⁾

慶暦から皇祐へと元号が移ると、鄭氏の健康状況は悪化していく。皇祐元年（一〇四九）、六九歳になつた鄭氏は衰弱が目立ち始め、秋には病床に伏せつてしまつた。この年の書簡に「慈母」という言葉が始めて登場するけれども、それは母親の健康状態から死別を覚悟せざるを得なくなつて思わず口をついて出た心情の反映であろうか。歐陽脩は、この年の正月に潁州（安徽省阜陽市）の知事への転任命令を受け、二月には当地に着任した。そして、彼は潁州を気に入つたら

しく、翌年、隠棲地としてここに土地を購入する約束を梅堯臣としている。それほど愛着ある土地であつたけれども、書簡には田舎であるが故に病身の老母のための医者と薬の確保が難しいと嘆いている。^(註)翌皇祐二年の冬に郷里の従兄弟に宛てた書簡には、鄭氏が年老いて病気がちを理由に、帰郷して祖先の墓参りをできないと告げて、その管理を依頼している。

また、同じ頃、かつて慶曆の新政をともに推進した韓琦に宛てた書簡には、鄭氏が夏から秋にかけて病気になり、手紙を出す余裕がなかつたと殊更に弁明していることからすると、^(註)この年、鄭氏の病状はかなり悪化していたと想像される。

皇祐三年（一〇五一）、七一歳の鄭氏は、前年と同様に夏から秋にかけて病床に伏せり、歐陽脩は医者と薬を求めて奔走していた。その様子を韓琦宛の、主に招本送付に対する礼状の中に告げている。当時、歐陽脩は宋州応天府の南京留守という要職にあつたが、別の人間に対する書簡には、母親の病氣で他を顧みる余裕がないので、どこか僻遠の地方に転任したいとも漏らしている。このように、皇祐に入つてからの書簡からは、鄭氏が最期のときを迎えるある差し迫つた健康状態の様相が伝わってくるが、皇祐四年三月一七日（太陽暦の四月一八日）、鄭氏は、ついに七二年の生涯を息子の南

京留守の官舎で終えた。歐陽脩は、ただちに隠棲地と決めていた潁州で服喪するために官職を辞した。^(註)翌皇祐五年七月に、鄭氏の遺骸を納める石椁が完成し、八月には父親の歐陽觀の眠る江西永豐県沙溪鎮瀧岡に鄭氏は埋葬された。^(註)このとき、歐陽脩の二人の先妻である胥氏と楊氏も当地に埋葬された。

母親の死に対して、歐陽脩の落胆と悲嘆は一方ならぬものがあった。服喪のために潁州に帰つて間もない頃に韓琦に送つた書簡には、次のように述べている。「私は、頭を地面に打ち付けては血の涙を流しており、親不孝の罪と親を亡くした悲しみをどこに訴えたら良いのか分かりません。この度、御厚情を賜り、遠くからお悔やみの言葉を頂き、悲しみに暮れている中につつて、感激の涙に咽せております。先頃、突然に大禍に見舞われ、どうしてよいとか分からずに、急遽、潁州に参り、からうじて息をついている有様のときに、情け深い見舞いの言葉を頂戴しましたので、ここに敢えてこのような言辭を申し上げることにします。母を亡くして一人になつた苦しみの中、これ以上は詳しく申し上げることはできません云々」と。^(註)また、翌年、埋葬に郷里を訪れる少し前に、祖先の墳墓の管理を依頼した従兄弟に宛てた書簡には、「取りすがつては泣き、屈み込んでは泣き叫び、身体中がバラバラ

になりそうです。親不孝は青空よりも深く、罪深さも青空よりも深い」と語っている。⁽¹⁾こうした悲しみは欧陽脩の健康を一層に損ね、皇祐四年に杜衍に送った書簡には、葬儀を終えていないのに、腰や脚に故障を抱え、医者には冷えが原因だから肉食するように忠告されているが、服装中なのに恥じ入るばかりだと述べている。⁽²⁾

三 母親の死の哀しみを乗り越えて

とすれば、四歳で父親を失つて以後、自分を育て上げ、逆境時には励ましてくれた母親を亡くした欧陽脩は、その痛手をどう乗り越え、その後の人生をいかに歩もうとしたのだろうか。このことに関連して、小論でも繰り返し参照してきた拙著『欧陽脩 その生涯と宗族』第八章において、欧陽脩の後半生を私は次のように論じた。すなわち、欧陽脩は、この時期、多くの知己や肉親の死を目の当たりにしたが、その後の人生において仏教や道教という既成の宗教に救いを求めるのではなく、祖先から自己を経て子々孫々に至る血脉を重視し、それによって個別の死を越えた生命の連続性を維持できるという観念、いわば中国古来の土俗的宗教意識を精神的支

えとするに至つた。そして、血脉を重視する姿勢は同じ血筋に繋がる宗族を精神的拠り所とする結果を招いた、と。私は、現在でも、こうした結論を大きく変化させようとは考えていないけれども、小論では、こうした論理を生み出すに至つた「瀧岡阡表」や「先君墓表」、あるいは「歐陽氏譜図」といった同じ材料を基にしながら、更に欧陽脩が母親の死をどう受け止め、乗り越えようとしていたかを検討し、拙著とは少し異なる視点を付け加えよう。

既述のように、「瀧岡阡表」の草稿が「先君墓表」であり、⁽³⁾それは鄭氏が死去してそれほど時間の経過していないときに作成されたと思われる。というのも、『歐陽文忠公集』の目録のこの文章に関する原注に「皇祐□年」と記されてあって、皇祐の何年かの明示はないけれども、皇祐は五年までしかないこと、加えて「先君墓表」の中に鄭氏の死亡が記されていることなどを考慮すると、「先君墓表」の撰述は鄭氏が亡くなつた皇祐四年か五年のどちらかの時期しかありえないからである。⁽⁴⁾

「先君墓表」も「瀧岡阡表」も父親欧陽觀の生き様を中心として両親の事迹を記した文章であるが、そもそも「先君」と銘を打つて父親を記念した墓表であれば、母親に対する言

及は付属的あるいは付加的な内容であるはずなのに反して、「先君墓表」もそれを基にした「瀧岡阡表」も母親鄭氏に関する記述内容がかなりの分量を占めている。しかも、そこに記される父親像も、母親の口調を借りて語られ、母親の提示する姿を通じて形作られたものである。「先君墓表」の書き出しは、その事情を端的に示していよう。

私脩は不幸にも四歳で「父親を亡くして」孤児となつた。母親の太夫人は自ら誓いを立てて再婚もせず、貧乏暮らしの中にあって、自力で衣食を賄い、こうして成人に至るまで私を育て上げ教育してくれた。そして、かつて私はに語つていうには、「お前の父親は〔官〕吏として廉潔で人に對して好んで施しを行つていた。云々」と。

「瀧岡阡表」は、こうした書き出しの前に、父親顯彰の阡表を建てるのに少し時間がかかりすぎたことを感慨をもつて付け加えている点が異なるが、文章の大きな流れとしては基本的に同じであり、やはり全体的印象としては母親が全面に現れる文章構造となつていて。母親の鄭氏によると、歐陽觀は官吏としては廉潔で職務熱心であり、家庭においては、亡くなつた彼の母親に孝養を充分に尽くせなかつたと生涯にわたくつて涙をみせるような情愛厚い人物であつたという。そして、

そのような尊敬すべき優れた父親像を語り聞かせながら、鄭氏は子供の歐陽脩に対しても、父親のこうした志を受け継ぎ、一生懸命に勤め励むように教え諭したというのである。

この母親を通じての父親像の刷り込みという印象は、「先君墓表」よりも「瀧岡阡表」に強く感じられよう。それは両者の微妙な書き分け方の相違に現れる。「先君墓表」は、歐陽觀の逸話を全て紹介した後に、「こうした善行によって優れた子孫が続くと鄭氏は確信したこと（「此れ吾の汝が父の後有るを得たりと知るなり〔此吾之知汝父之得有後也〕」）を記し、その後に歐陽脩は歐陽觀の志を受け継ぐことを「脩泣いて之を誌し、敢えて忘れず」と締めくくるのに対しても、「瀧岡阡表」は、歐陽觀の各逸話ごとに鄭氏の同様の確信に満ちた言葉を添えている。これは、「瀧岡阡表」の方が歐陽觀の生き方や在り方を各項目ごとに一つ一つ確認することとなり、その結果として、鄭氏が歐陽脩に父親の生き方を受け継いで欲しいという強い願望を持っていたとの印象を与える効果があると考えられる。そして、母親の願いを繰り返し語るという点において、かえつて父親以上に母親が歐陽脩の人格形成に強い影響をもつていたことを印象づけるのである。そうすると、母親の死（一〇五二年）から間もない時期に記

された「先君墓表」よりも、どのような理由によつて熙寧二年（一〇七〇）という母親の死後二〇年近く経つた「瀧岡阡表」の方が母親を強く印象づける文章となつたのかという疑問が当然ながら湧くと思われるが、この問題は暫く置き、論を先に進めよう。

「歐陽氏譜図」も、「先君墓表」と「瀧岡阡表」と似たような同様の関係がみられる。「歐陽氏譜図」は「集本」と「石本」の両系統のものがあつて、いずれの系統の「歐陽氏譜図」も四部叢刊など比較的入手が可能な『歐陽文忠公集』に載せられている。両者の相違を大雑把にいと、欧陽脩が鄭氏埋葬のために郷里を訪れた際に「旧譜」を持ち歩いて、同族の人びとに内容を確認したり不明な点を尋ねたりして出来たのが〔集本〕「歐陽氏譜図」であり、それを基に熙寧三年（一〇七〇）に「瀧岡阡表」を立碑したとき^{〔註〕}に同じ石碑の裏面に刻石されたものが「〔石本〕「歐陽氏譜図」である。そもそも、「瀧岡阡表」の終わりに近いところに「乃ち其の世譜を列す」と記述されているように、「〔石本〕「歐陽氏譜図」」は、「瀧岡阡表」との密接な関係を意識して作成されたものであった。

ところで、「集本」と「石本」とは撰述時期だけでなく内容にもかなりの相違がある。微細な点は別にして、大きな点

だけに注目すると、「石本」は、一族の系図表の後に、吉州歐陽氏一族の始遷祖である歐陽琮以下、歐陽脩の父親の世代までの一族の主立った族人の略伝が続くのに対して、「集本」はそうした族人略伝は全く載せられていない。また、系譜表の前にある序文も、「集本」と「石本」とでは記述内容に細かい点も含めていくつかの相違がみられる。とくに注目したいのは、「集本」は、歐陽氏一族の歴史を太古から歐陽脩の生きていた時点まで語つた後に、一族の人びとに系譜を伝える意義を強い調子で説いている点である。すなわち、唐末五代の時期に、歐陽氏一族は学問で郷里社会に名を馳せていたこと、宋代になつて父親の世代に四名の科挙及第者を輩出し、自分の世代でも自分と歐陽乾曜が及第したが、それ以降三〇年経つても進士及第者を出していないことを慨嘆しながら、こうした学問の伝統を受け継ぐことができれば、必ずや子孫の中に官僚となるものが出現するはずだというのである。ここには、官僚の家、学問の家としての伝統を継承し、それを子孫に伝達しようとする強烈な志向性が感ぜられる。このような強い志向性と意志は、「石本」の序文からは窺われない。そこには、太古からの一族の歴史を簡略に紹介した後に、自分の郷里は廬陵ではなく、至和二年（一〇五五）に吉水県か

ら分離された永豊県であること、この譜図は皇祐・至和年間に郷里を訪れた機会を利用して作成されたことなどの事実経過を淡々と述べているに過ぎない。この二〇年近くを隔てた二つの譜図の相違、とりわけ当初は強烈に滲み出でいた一族の伝統継承の志向性を喪失していったようのみえるが、そのように簡単に結論づけられるのであろうか。

そもそも、熙寧三年、「瀧岡阡表」が立碑され、その碑陰に「歐陽氏譜図」が刻み込まれた時点の歐陽脩の政治状況や精神状況はいかなるものであつたろうか。まず、歐陽脩にとって、熙寧三年がどのような年であったのかを拙著の関係箇所から確認しておこう。この年の九月、歐陽脩は官僚生活最後の赴任地の蔡州（河南省汝南県）に着任した。「瀧岡阡表」には、最後に四月一五日の日付が記されているから、この文章が完成して数か月経つての赴任であった。蔡州は隠棲地と決めた穎州の直ぐ南隣りであり、退任後の生活の準備にも最適の場所といえた。かくて、歐陽脩は、翌熙寧四年（一〇七一）六月、科挙に及第してから四〇年に亘った官僚生活に別れを告げたのである。

母親が亡くなつて以後の人生も起伏に満ちた波瀾の多い官僚生活であつた。母親の喪が明けた至和元年（一〇五四）、

歐陽脩は四八歳になつていたが、この後、彼は中央の官僚としての出世階段を登り詰めていった。嘉祐五年（一〇六〇）には枢密副使となり、翌、嘉祐六年閏八月には参知政事に任命されて、いずれも宰相に次ぐ執政となつた。この後、治平四年（一〇六七）に下野するまでの七年弱、仁宗末期から英宗朝時代に政治の中枢に居て、韓琦・富弼・曾公亮らと国政を担つた。とくに、英宗朝の四年間の大部分を費やした英宗の実父濮王允讓の称謂をめぐる、いわゆる濮議と呼ばれる政治論争のときに、趙允讓を皇考とすべきだとする宰執側の主張を代表して、皇伯とすべきだと主張する司馬光らの台諫（御史台と諫院）側と対峙した。この濮議は宰執側の主張に沿つた結論に落ち着いたが、このときの宰執側と台諫側の対立が、治平四年（一〇六七）正月に英宗が死去し、神宗が皇帝に即位すると、歐陽脩に対する個人攻撃となつて現れ、この年の三月、彼は亳州（安徽省亳県）の知事として地方に転出を余儀なくされた。以後、歐陽脩は、一度と中央政界に復帰することなく、熙寧四年、六五歳のときに致仕するに至つたのである。死去は致仕の翌年の熙寧五年（一〇七二）閏七月である。

中央政界に居た五〇歳代は、健康も悪化の一途を辿つた。濮議に神経を磨り減らしていた治平二年（一〇六五）、彼は

長年の飲酒に起因する糖尿病を発症し、それが若年から弱かつた視力を更に低下させた。至和元年（一〇五四）から嘉祐五年（一〇六〇）まで続いた『新唐書』の編纂に責任ある立場で参加していたことも、視力の低下を促進したかも知れない。かくて熙寧年間に入ると視力がほとんど失われて、白と黒がようやく識別できるだけ、人物は数歩離れると誰か判別できなくなる有様となっていた。糖尿病は手足を痩せ衰えさせ歩行をも困難にしていた。歯も五〇代になると悪化し、治平元年には歯が抜けグラグラして飲食に不自由するほどになつていていた。体力が衰えるにつれて、暑気あたりも毎年のようには起つた。こうした結果、熙寧元年（一〇六八）には、知人に宛てた書簡に「諸老の疾は併せて一身に在り」と語つているように、一種の病気のデパート状態を呈するようになつてしまつていた。^{〔注〕}

しかしながら、こうした困難な政治状況や健康状態にもかかわらず、「瀧岡阡表」が建立された熙寧三年頃、歐陽脩の精神状態は、少なくとも文字に現れた限りでは平穏で老年の落ち着きを示しているようにみえるのである。それを象徴的に示すのが、『居士集』や『居士外集』に載るこの時期のもとの分かる律詩である。そこからは、榮達を遂げ穏やかな老

後を迎えた文人の姿を彷彿と浮かび上がらせる。少し例を挙げてみよう。『居士集』卷一四是治平から熙寧に至る晩年の律詩が収録されているが、熙寧一年の「易を読む（説易）」と題する詩の前半は、「どうか白髪の老人が立派な車に乗つているのを嫌な顔をしないでくれ。今、皇帝陛下の恩寵を得て東部の州で病氣の療養をしているが、ひがな一日、酒を飲み琴を弾じたり、香を焚いて易を読んで残り少ない春を過ごしております（莫嫌白髮擁朱輪、恩許東州養病臣、飲酒横琴銷永日、焚香誦易過殘春）」とある。詩中に見える「東州」は、當時、山東半島の付け根の青州（山東省益都県）の知事であったことを指すと思われるが、この律詩は病氣療養を口実に好きな酒と趣味の琴の演奏をしたり、書扇で読書をしてゆつたり過ごす様子を生き生きと描写している。『居士外集』からも一例を挙げよう。卷七「韓子華に寄す（寄韓子華）」は、文集の「目録」によると、致仕した熙寧四年の作品である。ここに登場する韓子華とは韓絳（一〇一二～一〇八八）のことであり、子華は字で、前年熙寧三年四月に参知政事、年末の一二月には宰相に任命されるなど、出世の階段を確実に登り詰めていった人物である。また、韓絳は、仁宗朝に参知政事となつた韓億（九七二～一〇四四）の三男であり、一族は「真

定の韓氏」あるいは「桐城の韓氏」と呼ばれる宋代の代表的名族である。⁽¹⁸⁾ 話は少し逸れた。この詩は、かつて両者が五八歳で致仕することを約束したが、その後、自分は恩寵を蒙つて三朝（仁宗・英宗・神宗）に仕え枢密院と中書省の要職に就いて七年が経過したと述べ、それに続けて、「始めてこのように致仕して老後を養うことができるようになった。それは俗に言う、また暮らしが成り立てば、それはそれで自慢できる、というものである（方能乞身帰老、俗諺云、也売弄得過裏）」と記す。詩の全体の調子からすると、人生に色々あつたが、こうして安樂な老後を迎えたといふ満ち足りた気分があふれている。

とはいゝ、こうした詩から感ぜられる平穏な氣分が、この時期における歐陽脩の全ての精神状態を表しているかといふと、それほど状況は単純ではないであろう。多少とも屈折した感情がない交ぜになつていたように思われる。それは、この時期に新たに「六一居士」と名乗つた雅号に込められた想いからも窺える。「六一」という雅号をめぐつて、歐陽脩は、熙寧三年九月七日の日付を付する「六一居士伝」と題する文章を作成している（『歐陽文忠公集』居士集卷四四）。この文章によると、「六一」とは、この頃、歐陽脩の興味を引いた

藏書・金石の拓本（「集古錄」と命名された）・琴・碁盤・酒とその中に居る自分であるといふ。そして、文章の最初において、「六一居士」という雅号が、以前、滁州（安徽省滁県）に左遷されたときに名乗つた「醉翁」に取つて代わつたものであり、それは「既に老いて衰え且つ病ん」で潁州に隠居しようと志した結果であつたと自分から弁明している。

ところで、滁州時期に名乗つた「醉翁」という雅号も「翁」という字に端的に示されているように、自分を老人だとする氣分を込めている。このことは、歐陽脩が「醉翁亭記」において、「太守は客とともに来たりて此に飲む。飲むこと少かにして輒ち酔い、而も年又最も高し。故に自ら醉翁と号す」と自ら語つているとおりである。しかし、「醉翁亭記」を書いた慶歴六年（一〇四六）、歐陽脩は四〇歳になつたばかりであった。この頃、確かに彼は頭髪が白くなつていて外見上は老人のようにみえたけれども、後年、自分自身が「名は翁と為すと雖も、実は少年なり」、「我時に四十にして猶お強力なるも、自ら醉翁と号して聊か客に戯れる」と書き残しているように、「醉翁」という言い方には政治的党争に敗れて左遷された自分を韜晦させる意図が含まれていた。それから十数年を経過し、六四歳を迎えた熙寧三年（一〇七〇）、「本当

の老人」になつた歐陽脩は、「老人」というだけでなく、「衰え且つ病む」自分を強く意識するようになつてゐたのである。「六一居士伝」の後半部分には次のようにある。彼は、これまで自分を悩ませてきた国家の重臣としての責任と内面的な心配事とを挙げ、それらが趣味生活への没頭を妨げてきたが、現在、天子の許可を得て宿願を果たせる状況となつたという。

そして、そうした官僚生活の最後の現状を、「今、既に老い且つ病めり。乃ち彊い難き筋骸を以て、過分の榮禄を貪る」と述べ、老いたことだけでなく殊更に病身を強調している。官僚生活から解放されつつある現況に安堵し、これから平穀な生活を期待する気分を漂わせながら、それでも老年と何よりも病氣がちの自分に対する不安を抱かざるを得なかつたのである。

このようにみてくると、熙寧三年に刻石した「瀧岡阡表」と「(石本) 欧陽氏譜図」の内容が、それらの草稿としての「先君墓表」や「(集本) 欧陽氏譜図」よりも、表面上、宗族が後退したようにみえる理由も、自ずと浮かび上がつてくるようと思われる。母親鄭氏の死去から時間的にあまり経つてない四〇代半ば過ぎに執筆された「先君墓表」や「(集本) 欧陽氏譜図」においては、母親の死後、自分の存在価値を宗

族に求めて内面的・精神的安寧を図り、まだ続いている官僚生活を始めとした多忙な人生を乗り切ろうとしていた。しかし、官僚生活も終わりが見え、それにも増して老いと病気によつて自分の人生の先も見え始めた六〇代半ばになつて書かれた「瀧岡阡表」や「(石本) 欧陽氏譜図」においては、そうした多難な前途に立ち向かい、自分を奮い立たせる必要性はもはやなかつたであろう。むしろ自分の人生の総括に近い感情を抱いたとしても無理はないのなかろうか。とりわけ、「瀧岡阡表」において、母親の語りを通じた父親の逸話の一一つの後に母親が、そこに示した父親の生き方を確認させ、それらの逸話を全て紹介した後に「此れ汝の父の志なり」と駄目押しの一言を付け加えているのである。つまり、歐陽脩が自分の人生を振り返つて、そうした母親の言辞を通して父親の生き方に自分は恥じない歩みをしてきたと捉えられるように思われる。人生の最後の段階に来て、母親の教えに決して背かなかつた一生を確認して、母親の死から一二〇年近く経つて悲しみを思い出に変え、残り少ない人生を諒謐な気持ちで迎えようとしていたのではなかろうか。

おわりに

小稿は、歐陽脩を母親鄭氏との関わりから、彼の晩年におけるその人生観を垣間見ようと試みてきた。そうした最終目的を達成するため、最初に鄭氏の出身地と出身階層などを考察した。それによると、彼女は歐陽氏一族の居住地と近い江西吉州あるいはその周辺地の、それほど有力ではなくとも、女性子弟に対して識字を始めとしたある程度の教育を施せる一族の出身者ではないかと推定した。次に鄭氏と歐陽脩の関係をめぐって、鄭氏が皇祐四年（一〇五二）に七二歳で亡くなまでの、歐陽脩が色々な人物に宛てた書簡に記述された母親をめぐる言辞を中心検討した。そして、最後に歐陽脩が母親の死の悲しみをどのように乗り越えようとしたのかを考察してみた。その結果、歐陽脩は人生の最後の段階に来て、母親の教えに決して背かなかつた自分の一生を確認して、そのことによって母親の死から二〇年近く経つて悲しみを思い出に変え、残り少ない人生を静謐な気持ちで迎えようとしていたのではないかという結論に到達した。

註

(1) 『宋史』卷三一九、歐陽脩伝に、「四歲而孤、母鄭、守節自誓、親誦之學、家貧、至以荻画地學書、幼敏悟過人、讀書輒成誦、及冠，巖然有声」とあり、また『万曆吉安府志』卷三〇「列女伝」には、「歐陽觀妻鄭氏、永豐人、修之母也、年二十九守節教子、脩以文章忠節名天下、事在瀧岡阡表」とある。

(2) 蔡世明「歐陽修的生平与學術」（台灣・文史哲出版社、一九八〇年）一三頁。歐陽脩の様ざまな分野での活躍の全像を最初に世に問うた劉子健氏も、この逸話が模範的な母親像を提供してゐたと述べているが、孟母を引き合いに出していない（歐陽修的治學与從政）香港・新亞研究所、一九六三年、一三一頁。

(3) 挙著「歐陽脩 その生涯と宗族」（創文社、二〇〇〇年）「第八章 壮年の蹉跎と宗族」参照。

(4) 前掲著「歐陽脩 その生涯と宗族」二七八頁参照。

(5) 前掲劉德清「歐陽修論稿」一三三頁。

(6) 「先君墓表」の題名下の夾注に、「此乃瀧岡阡表初稿、其後刪潤頗多、題曰瀧岡阡表、在居士集第二十五卷」とあって、「先君墓表」が「瀧岡阡表」の藍本であることが知られる。

(7) 前掲「歐陽修的治學与從政」一三一頁、*Ouyang Hsin: An Eleventh-Century Neo-Confucianist*, Stanford UP, 1967, pp.25-26。また、劉德清「歐陽修論稿」（北京師範大學出版社、一九九一年）二七二・二八頁「歐陽修伝」（哈爾濱出版社、一九九五年）九貢などにも、この逸話は紹介されている。

(8) 『中國方志大辭典』（浙江人民出版社、一九八八年）によると、「」の他、関連する地方志としては嘉靖と康熙の『江西通志』、『光緒吉安府志』があるが未見。なお、『乾隆廬陵縣志』卷三五（人

物志・節婦」、「道光廬陵県志」卷三四〈列女志・節孝〉、「同治廬陵県志」卷三六〈列女志・節孝〉、「民国廬陵県志」卷二三上（著獻・列女伝・節孝）に載る鄭氏の事迹はどれも同じだが、出身地は記されていない。

(9) 挙著第二章「宋代吉州の歐陽氏一族」の註 (49)。

(10) 趙氏の祭文奉呈に代理を派遣せざるを得なかつたことを含め、このときの状況は史料的根拠も含めて、前掲劉德清『歐陽修伝』四四二頁、同『歐陽修紀年録』（上海古籍出版社、二〇〇六年）二五一页を参照して欲しい。

(11) 『歐陽文忠公集』書簡卷一〇〈与十四弟（煥、字大明）皇祐二年〉に、「某為太君年老多病、未能歸鄉里、親拜墳墓、祖墳更望與昭管、余託鄭倅郎致意」とある。

(12) 『歐陽文忠公集』書簡卷一〇〈与十四弟（皇祐五年）〉に、「見在穎州持服、昨者鄭倅郎自鄉中來、得十四弟書、知与骨肉奉親各安、（中略）書言回陂樹倒、但勿令人斫伐為幸、諸大小諸域且望更與掛意照管」とある。

(13) 李之亮『歐陽修集編年箋注』(八) (巴蜀書社、二〇〇七年) 三〇七頁。

(14) 梅原郁『宋代官僚制度研究』(同朋舎、一九八五年) 四〇頁。

(15) 『歐陽安福府君六宗通譜』(不分巻、一七冊一九三七年刊)「安福府君一世至五世図説」の歐陽偃の項目には、彼が吉水明徳郷沙溪鎮に移住したとあって、移住先の郷名が出てくる。また、「万曆吉安府志」卷一二「山川志」にも、歐陽觀と鄭氏の墓地所在地を永豐県明徳郷瀧岡と記す。

(16) 南宋・胡柯「廬陵歐陽文忠公年譜」(『歐陽文忠公集』所収)

の大中祥符三年の条、前掲劉德清『歐陽修論稿』二八七頁、同『歐陽修紀年録』一五頁。

(17) 『歐陽文忠公集』附錄卷五「事迹」に、「先公四歲而孤、家貧無資、

太夫人以荻画地、教以書字、多誦古人篇章、使學為詩」とある。世無師久矣、学者當師經、師經、必先求其意云々」とある。

(18) 『歐陽文忠公集』居士外集卷四七「答李詒第一書」に、「脩非知道者、好學而未至者也、世無師久矣、尚賴朋友切磋之益」とあり、また『歐陽文忠公集』居士外集卷一八「答祖拆之書」に、「夫

世無師久矣、學者當師經、師經、必先求其意云々」とある。

(19) 『歐陽文忠公集』居士外集卷二一には、「石本」と「集本」の相違については、前掲拙著『歐陽脩 その生涯と宗族』二九四二九五頁を参照。それら両者の「歐陽氏譜図」をみると、歐陽雅の祖父の歐陽万が唐末の人間であると記している。また、曾宏父『石刻鋪叙』巻下(『知不足齋叢書』第一〇集)に、北宋末・南宋初の時期、歐陽發の曾孫の世代が華北の混乱を避け江南に逃れたが、歐陽雋は吉州に移住したと記述しているので、歐陽万から数えて一三世代目が北宋末にあたると考えられる。ところで、南宋時期、『歐陽文忠公集』を編纂した周必大は、歐陽脩の次男の歐陽奕が仁宗朝に枢密副使となつた胡宿の娘婿となつたと記すが(周必大『文忠集』巻四七「跋歐陽文忠公誨學帖」)、管見の限り、胡宿の墓誌銘(『歐陽文忠公集』居士集卷三四「贈太子太傅胡公墓誌」)を初めとして関連する史料でそれを確認できず、本文の系譜図には載せなかつた。

(20) それぞれの享年と最高位とは、歐陽脩の記した墓誌銘による(『歐陽文忠公集』居士集卷三七「尚書都官員外郎歐陽公墓誌銘(歐陽暉)」、同書同集卷一九「尚書工部郎中歐陽公墓誌銘(歐陽載)」、同書居士外集卷二「尚書職方郎中分司南京歐陽公墓誌銘(歐陽頴)」)。

(21) 梅原郁氏は、「一回、数百名の合格者を出す進士のうち、偉くなれる者の数は極めて寥寥たるものである。最高級官僚、つまり侍従以上のコースから外れた科挙官僚は、この系列(屯田)

都官一職方——引用者)を辿つて郎中のどこかで一生をおえるのが、いわばお定まりの人生であった」と指摘している(前掲同氏著『宋代官僚制度研究』五七頁)。

(22)『歐陽文忠公集』附錄卷五「事迹」に、「自幼所作詩賦文字、下筆已如成人、兵部府君閱之、謂韓國太夫人曰、嫂無以家貧子幼為念、此奇兒也、不惟起家以大吾門、他日必名重當世」とある。

(23)『歐陽文忠公集』居士外集卷二三「記日本韓文後」に、少年期に隨州の富家で韓愈の文集の残簡本を貰い受けた耽読し、それに魅惑され続けたが、科舉合格後までは、その嗜好を封殺していたことを回想して、「以謂方從進士以養親、苟得祿矣、當尽力於斯文以償其素志」と述べている。

(24)『歐陽文忠公集』居士集卷二五「瀧岡阡表」。なお、『歐陽文忠公集』居士外集卷一二「先君墓表」にも、このときの鄭氏の言葉が記されているが、「瀧岡阡表」と比べると、かなり簡略である。また、歐陽脩のこのときの左遷に至る状況については、前掲拙著『歐陽脩 その生涯と宗族』三三一三四頁を参照。

(25)『歐陽文忠公集』書簡卷九「又与薛少卿〔景祐四年〕」。なお、この薛少卿とは、直前の書簡の題名下の注によつて、薛公期という人物であることが分かる。薛公期については、『歐陽文忠公集』居士集卷四四「薛簡肅公文集序」に「公有子直孺、早卒、無後、以其弟之子仲孺公期為後」とあって、歐陽脩夫人の父親である薛奎の息子の直孺が亡くなつた後、薛奎の家に養子に入つた薛仲孺であると判明する。薛直孺は、嘉祐六年(一〇六二)に亡くなつてゐるので、『歐陽文忠公集』居士集卷三四「尚書駕部員外郎致仕薛君墓誌銘并序」、養子に入ったのは、その後のことと考えられ、この書簡が出された景祐四年の段階では、單に薛夫人の従兄弟ということになる。

(26)『歐陽文忠公集』書簡卷七「又与謝舍人〔寶元二年〕」。

(27)前掲拙著『歐陽脩 その生涯と宗族』二四一頁。

(28)謝絳の死去については、前掲劉德清『歐陽修伝』三五三頁、同『歐陽修紀年録』一〇頁参照。

(29)『歐陽文忠公集』書簡卷六「又与梅聖俞〔寶元二年〕(第二書簡)」これに、「某啓、承九月一日就道」とあつて、この書簡は少ないとも九月以降に書かれたものと考えられる。「聖俞」は梅堯臣の字である。

(30)『歐陽文忠公集』書簡卷六「又与梅聖俞〔康定元年〕」に、「某於此幸老幼無恙」とあり、『歐陽文忠公集』書簡卷四「与余襄公〔安道慶曆元年〕」に、「然某携老幼(中略)侍母幸無恙」とある。余襄公は余靖(字は安道)。

(31)『歐陽文忠公集』書簡卷六「又与梅聖俞〔慶曆初〕」に、「某啓、為親老久疾、乍進乍退、医工不可用、日夕憂迫、不知所為、蓋京師近上医官、皆有職局、不可請他、兼亦傲然、請他不得、近下者又不知誰可用、親疾如此、無医人下藥、為人子何以為心、京師相知少、不敢託他云々」とある。當時、翰林医官院に所属する医者は、帝室に医療を提供するだけでなく、必要に応じて民間に対する医療活動もしていたらしい(郭文佳『宋代社会保障研究』第六章『宋代的医療保障』新華出版社、一〇五年)。

(32)『歐陽文忠公集』居士外集卷一八「答徐無黨第二書」。この書簡の年代は、『歐陽文忠公集』の「目録」の当該箇所に記してある他、諫官に任命され意氣込んでいた様子が文面から窺われる点でも確認できる。歐陽脩の諫官任命と仁宗の政治改革については、拙著『歐陽脩 その生涯と宗族』第四章「歐陽脩における歴史叙述と慶曆の新政」及び「第五章 欧陽脩における諫諍と輿論」を参照。なお、『五代史記』に対する徐無黨の注について、同書第四章の註(77)を参照。

(33)『歐陽文忠公集』居士外集卷一七「与尹師魯書〔慶曆五年夏〕」。

このときの左遷をめぐる状況については、前掲拙著『歐陽脩

その生涯と宗族』「第八章　壯年期の蹉跎と宗族」を参照。

(34) 『歐陽文忠公集』書簡卷六「又与梅聖俞（慶曆六年）」「親老、一二年多病、今歲夏秋以來安樂、飲食充悅」とあり、同卷七「又与梅聖俞（慶曆七年）」「某母多病、而身纔過四十、頗爾心闊」とある。また、『歐陽文忠公集』書簡卷四「与王郎中（道損慶曆八年）」には、「值某遷郡淮南、扶挈老幼、凡再登舟、再出陸、始至弊邑」とある。

(35) 『歐陽文忠公集』書簡卷二「又与杜正獻公（皇祐元年第一書簡）」「慈母垂老、羸病厭厭」とあり、同書同卷「又与杜正獻公（皇祐元年第二書簡）」「自秋以來、老母臥病、郡既僻小、絕無医藥」とある。この書簡を出した杜正獻公とは杜衍のことである。また、『歐陽文忠公集』書簡卷四「与王郎中（道損慶曆八年）」の欧陽脩の転任については、簡単には、前掲の胡柯「廬陵歐陽文忠公年譜」の該当年の条を参照。なお、欧陽脩が潁州に土地を購入する約束を梅堯臣としたことに関しては、『歐陽文忠公集』居士集卷四「統思潁州詩序」に、「皇祐二年、余方留守南都、已約梅堯臣田於潁上」とある。

(36) 『歐陽文忠公集』書簡卷一〇「与十四弟（煥字大明、皇祐二年）」「冬寒、（中略）某為太君年老多病、未能一帰鄉里、親拌墳墓、祖墳更望與照管」とある。また、『歐陽文忠公集』書簡卷一「又与韓忠獻王（皇祐二年第三書簡）」「某自夏入秋、苦於親疾、以故久不修問」とある。

(37) 『歐陽文忠公集』書簡卷一「又与韓忠獻王（皇祐三年）」「頓首啓、自夏迄今、以老母臥疾、嘗求医藥」とあり、また、『歐陽文忠公集』書簡卷四「又与張職方（皇祐三年）」「以親疾厭厭、無暇外事、欲求一僻地以便侍養、而遠處不可迎侍、側近又多為清要所居、不敢陳乞」とある。

(38) 『歐陽文忠公集』書簡卷一〇「又与十四弟（皇祐五年第一書簡）」「某罪逆深重、不自死滅、禍罰上延太君、以去年三月十七日有事、攀号冤叫」とあり、また、『歐陽文忠公集』居士集卷二五「瀧岡阡表」には、「脩為龍圖閣直學士、尚書吏部郎中・留守南京、太夫人以疾終于官舍、享年七十有二」とあり、鄭氏の死亡時期や死亡場所が南京留守の官舍であったことが分かる。さらに胡柯「廬陵歐陽文忠公年譜」の皇祐四年の条に「三月壬戌、丁母夫人憂、歸潁州」とあって鄭氏死去後、潁州に帰還したと判明する。

(39) 『歐陽文忠公集』居士外集卷二「母鄭夫人石椁銘」に、「維皇祐五年癸巳六月庚午、匠作石椁、粵七月己亥、既成」とあり、『歐陽文忠公集』書簡卷六「又与梅聖俞（皇祐五年第八書簡）」「某哀苦中尋得葬地、欲趁八月十日舉喪事、但庶事少人辦集」とあり、また胡柯「廬陵歐陽文忠公年譜」の皇祐五年の条には、「八月自潁州護母喪歸、葬吉州之瀧岡、胥楊二夫人祔焉、是冬、復至潁」とあり、石椁の完成と埋葬の月日が判明する。

(40) 『歐陽文忠公集』書簡卷一「又与韓忠獻王（皇祐四年）」「某叩頭泣血、罪逆哀苦、無所告訴、特蒙台念，遠賜悔言、雖在哀迷、實知感咽、昨大禍倉卒、不知所歸、遽來居潁、苟存殘喘、承賜恤問、敢此勉述、其諸孤苦、不能具道」とある。

(41) 『歐陽文忠公集』書簡卷一〇「又与十四弟（皇祐五年第一書簡）」「攀号冤叫、五内分崩、不孝深蒼天、罪逆深蒼天」とある。

(42) 『歐陽文忠公集』書簡卷一「又与杜正獻公（皇祐四年第二書簡）」「但葬事未有涯、大事惟此、固難容易、自秋來、忽患腰脚、医者云、脾元冷氣下攻、遂勉從教誨食肉、古人三年不食鹽酪、誠有愧也」とある。

(43) 註（6）を参照。

(44) 前掲『歐陽修集編年箋注』の「先君墓表」題名下の注は、こ

の文章が潁州で母親の喪に服し、郷里に埋葬する準備期間中に書かれたと述べて、皇祐四年に撰述されたと論断している（第四冊一五二頁）。ただ、この論拠に依拠したとしても、母親の埋葬は皇祐五年八月中のことなので、必ずしも皇祐四年と断定することはできないと思われる。鄭氏が死去した皇祐四年三月から埋葬がなされる皇祐五年八月までの一年有余の間と考えた方が合理的ではなかろうか。

(45) 「石本」と「集本」の「歐陽氏譜図」の詳細については、拙著『歐陽脩 その生涯と宗族』二七七二七八頁参照。

(46) 主に「第一章 欧陽脩小伝」「第七章 欧陽脩の生平と疾病」。

(47) 拙著第十章「歐陽脩の生平と疾病」。

(48) 『居士集』も『居士外集』も、所載する韻文や散文は、基本的に作成年代順に配列されている。

(49) 韓億や韓絳を初めとした真定韓氏については、拙稿「宋代の二つの名族」（井上徹・遠藤隆俊 編『宋—明宗族の研究』汲古書院、一〇〇五年）参照。

(50) 「醉翁亭記」に自分の姿を形容して「蒼顔白髮」と記し、「歐陽文忠公集」書簡卷二「又与杜正獻公（皇祐元年）」に、「某年方四十有三、而鬢鬚皆白」とあるように、欧陽脩は四〇歳を過ぎると白髪になっていたらしい。

(51) 『歐陽文忠公集』居士集卷七「贈沈博士歌（遵）（嘉祐二年）」。
(52) 『歐陽文忠公集』居士集卷六「贈沈遵（嘉祐元年）」。

(追記) 小稿は、当初、一〇〇七年、欧陽脩生誕一千年を記念して欧陽脩の郷里の江西省永豊県で開催された「紀年欧陽修誕辰1000周年文化伝承与欧陽修学術研討会」で発表するための原稿として準備されたものである。ただ、開催前年の一〇〇六年の招請状では開催時期が二〇〇七年一〇月末と記載されてい

たが、二〇〇七年夏近くになって、急遽、八月上旬に日程が変更され、校務もあって参加は不可能になつた。しかし、原稿をそのままに埋もれさせてしまうのも惜しい気がして書き上げてみた。

（こばやし よしひろ 東海大学文学部教授）

